

7. 7. 19
4018

勞社第ニ一八八號

昭和七年七月十五日

警視總監 藤沼庄平

内務大臣 山本達雄 殿

社 會 局 長 官 殿

シイオン石炭株式會社爭議之關スル件 (第三報 解決)

此の會社側ニ於テハ解雇者以テ余道夫ニ對シテハ實況ヲ通シテ解雇手續及上米期責
其ノ支給に要シ三日一報延業員ニ對シ最良之別介最盛二分ノ賃金増給ヲ
發表ス

の爭議側ニ於テハ巧妙ナル會社策謀ニ乘ケテ漸次勢力衰微セルヲ以テ之ノカ
對抗策ニ當心シタルニ勝算ナキヲ看破シ指導者南正一ヲ解決方是慮ニ
至リタルカ十一日労働會合ノ結果同案解決セリ

標記爭議ニ関シテハ工場内ニ組合ヲ組織セシト奔走中ナリシ職

先頭K蓋の閉鎖を以て... 殆ど全入おしくも此等ノ限りに於ては最後の条件として
我々は決意大申立の要求をする。均多連下此の閉鎖を以て用ふる資本を揚げて去る我等は其の數額を以て人々を以て
有日其の事業を過剰と目角を激怒を下す此の如く其の如く我々の後を以てする
又ハ一ハとす。

一 女工破産者村一 臨時女工で半工以上一 生理休暇五日の公休 一 賃金増給、休暇
一 賃金増給の件 一 作務服を年一回に
一 賃金増給の件 一 定期昇給 一 最後後ハ其以上一 特別休業三日制の特別
一 賃金増給の件 一 定期昇給 一 最後後ハ其以上一 特別休業三日制の特別
一 賃金増給の件 一 定期昇給 一 最後後ハ其以上一 特別休業三日制の特別
一 賃金増給の件 一 定期昇給 一 最後後ハ其以上一 特別休業三日制の特別

若生 欠